

県発注工事における社会保険等未加入対策の拡大について

平成30年2月

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から実施している**社会保険等未加入業者***との下請契約の禁止措置について、次のとおり、平成30年4月1日から、二次以下の全ての下請契約に拡大することとします。

(※) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない建設業者（社会保険等の適用が除外される建設業者を除く。）をいいます。

【内容】

| | |
|---------|--|
| 現 行 | 県発注工事においては、原則として、社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止 |
| 改正 後 | 県発注工事においては、原則として、 <u>社会保険等未加入業者との全ての下請契約（二次以下を含む）を禁止</u> ※平成30年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用 |

【その他】

上記の内容に違反した場合、原則として、以下の措置を行います。

①元請業者への違約罰（制裁金）の請求

社会保険等未加入業者との最終契約金額の 10%の徴収

（※ただし、二次以下の場合は、当該下請に係る最終契約金額の 5%）

②元請業者に対する指名停止措置

③当該工事に係る工事成績評定の減点

※ ①（ただし書を除く。）～③の措置は、一次下請業者が未加入の場合に既に適用済ですが、平成30年10月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事からは、①（ただし書を含む。）～③の措置を、二次以下の下請業者が未加入である場合にも適用します。

【お問合せ先】

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

電話：087-832-3506